平成２３年（再イ）第１７号
岐阜県可児市下切2475番地29
再生債務者　関野ルイスこと　ＳＥＫＩＮＯ　ＬＵＩＳ　ＦＥＲＮＡＮＤＯ　ＲＯＤＲＩＧＵＥＳ
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月26日まで
平成24年４月５日　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（再イ）第３号
北九州市八幡西区星ケ丘３丁目17番２号
再生債務者　持永　哲夫
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月12日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月26日まで
平成24年４月５日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再イ）第５号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番４―506号
再生債務者　矢野　博実
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月26日まで
平成24年４月５日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（再イ）第１７号
山口県下松市大字笠戸島705番地
再生債務者　森野　秀樹
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月２日まで
平成24年４月４日　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（再イ）第１９号
山口県周南市大字須々万奥1135番地の12
再生債務者　岩山ますみ
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月２日まで
平成24年４月４日　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（再イ）第７９号
秋田県潟上市天王大崎字上沖中谷地56番地
再生債務者　森田　祐之
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月26日まで
平成24年４月５日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第２８号
鹿児島市東坂元４丁目54番22号
再生債務者　梶原　豊作
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月27日まで
平成24年３月30日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２３年（再イ）第３７号
鹿児島県西之表市住吉1393番地
再生債務者　下園　郁美
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月27日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年４月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年４月27日まで
平成24年３月30日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２３年（再イ）第４６号
広島県東広島市八本松東３丁目28番30号
シャレーほんどう壱番館３号
再生債務者　水井　道雄
1　決議に付する再生計画案　平成23年12月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月７日まで
平成24年４月６日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第９２号
広島市佐伯区海老園１丁目１番33―207号
再生債務者　柿崎三千代
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月７日まで
平成24年４月６日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第９３号
広島市佐伯区海老園１丁目１番33―207号
再生債務者　柿崎　隆利
1　決議に付する再生計画案　平成24年３月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月７日まで
平成24年４月６日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２３年（再イ）第１２２１号
千葉県八街市東吉田89―17
再生債務者　阿久津松男
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成24年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項１号に定める事由がある。
平成24年４月５日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１７年（再イ）第６号
佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀1348番地22
再生債務者　重村　井子
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成17年５月19日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年４月４日
佐賀地方裁判所民事部破産係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第９４６号
東京都府中市是政４―１―１―238
再生債務者　関根　　裕
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年４月５日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第１６号
東京都府中市栄町３丁目26番地の15モンマルトル202
再生債務者　駒寄　文夫
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年４月６日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第２号
愛媛県松山市姫原１丁目２番38号　ランド・ヴェルジュ206号
再生債務者　埜下　朋亮
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年４月27日まで
4　一般異議申述期間　平成24年５月７日から平成24年５月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第１号
鹿児島市吉野町1957番地３
再生債務者　有村　栄二
1　決定年月日時　平成24年３月30日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年４月27日まで
4　一般異議申述期間　平成24年５月11日から平成24年５月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係